NCRC Network
子どもの権利条約 NEWS LETTER
No. 81
2005年10月15日
子どもの権利条約ネットワーク

TOPICS ① “子どもの権利条例”づくり

総特集

全国の“子どもの権利条例”づくり

—全国各地に多様に展開する条例づくり—

いま、日本全国で、自治体単位の多様な「子どもの権利に関する条例」づくりが進められている。本誌でまとめた「子どもの権利に関する条例」とは、かつて制定されてきた青少年健全育成条例など、おとなの発想で理想的な子ども像、子育て像を設定し、それに合わない環境や行動の規制をはかることなどを目的とした条例とは異なり、子どもの権利の視点をもち、あるいは内在化させ、子どもの自立や自分育ち、社会参加を支援する性格をもつ子ども支援条例の総称である。すでに制定された「子どもの権利に関する条例」は、別紙「制定された子ども(の権利に関する)条例一覧」(P5-6参照)のとおり、全国で総合的に、かつ多様に作られている。

個別の子どもの権利保障、子ども支援を目的とした「個別条例」タイプとしては、①子どもの意見表明・参加(中野区、鶴ヶ島市、平谷村)、②権利救済(川西市、岐南町、川崎市、埼玉県、さいたま市)③虐待防止(武蔵野市、三重県、行田市)④幼保一元化(千代田区)⑤障害児福祉(八千代市)など。また、地域における子どもの支援、そのための子ども総合計画の策定、横断的な行政再編などの推進を図る理念を掲げた「原則条例」タイプとしては、箕面市、世田谷区、新庄村、高知県、池田市、調布市などの条例が作られてきた。

そして、これらの役割、目的を総合的に達成していくことをねらいとした「総合条例」タイプとしては、すでに4自治体(川崎市、奈井江町、小杉町、多治見市)で制定されている(一覧では、居場所系の「施設設置条例」は除く)。

多様な条例が制定された背景と方向性

このように、川西市(1998年)と川崎市(2000年)の「子どもの権利条例」制定を契機として、「子どもの権利条例」が全国に広がり、地域や子どものニーズを受けて多様に展開されつつある。

この多様な条例群の形成をどう評価するか。なぜ、多様な条例が作られてきているのか。

第一には、従来の「子育て」支援から「子育ち」支援、「子どもへの直接的支援」への社会的ニーズの発展と展開が大きい。これまでは、エンゼルプランなど子育て支援策に依拠しておとなのニーズを受けていればよかったが、子ども自身のエンパワーメント、自己肯定感を高めていくことがめざされ始め、子ども自身の多様なニーズを大切にしていく施策への転換が図られていることが影響している。

第二には、子どもを支援していくおとな側の問題である。すでに日本政府に対する国連勧告(2004年1月、本誌72号参照)でも指摘されてきたように、日本社会において、子どもの権利、意見表明・参加の実現を妨げてきた「伝統的な考え方」、すなわち。おとなが子どもに「何かをしてあげる」、

NEWSLETTER No.81 CONTENTS

TOPICS
① 全国各地に多様に展開する条例づくり ／1
② 大阪府、札幌市で始まった「子どもの権利条例」づくり ／2
③ 子どもの権利条例や憲章が可能にする子ども施策の検討 ／4
・制定された「子ども(の権利に関する)条例」一覧 ／5
・これから制定される「子ども(の権利に関する)条例」一覧 ／7
・次世代計画等で条例制定に言及している自治体一覧 ／8
■ 子どもがまちをつくる～ミニ・ミュンヘンの取り組み ／9
イベント情報 ベルリンでプレーパーク世界大会開催 ／10
フォーラム実行委員会だより
・準備進む「子どもの権利条約フォーラムINしが」 ／10
・じんけんフェスタしが2005で プレ・フォーラム ／11
子どもの権利条約入門セミナー
・前期セミナー報告 ／11 ・後期開催予定 ／12

「させない」といった青少年健全育成観の克服がめざされている。条例づくりのプロセスの中では、そのようなおとなの固定観念と「子どもの権利」「子ども支援」の考え方が混在している状況下にある。それが条例の中身にも反映され、多様化している一因をなしてきた。

第三には、子どもとおとなの認識、感性のズレから来る関係性の変容の問題がある。上記のようなおとなの子ども観は子どもにたくましさ、強さを求め、その思い入れと子どもの現実とのズレが生じている。このズレを放置すれば、子ども施策の「すれちがい」「うわすべり」状態が生じて施策が有効に機能しなくなる。したがってこのズレを埋めていくことが必要であるが、そのプロセスからして多様にならざるをえない。ズレを埋めていくためには、①おとなが子どもに寄り添う「共感的関係」性、②子どもが参加しおとなが支える「支援関係」性、③子どもとおとなの「パートナーシップ関係」性など、子どもの経験蓄積や地域・おとなの意識の実状に合わせた「子どもとの向き合い方」、関係性の変容が見られ、それが条例の中身や性格を規定し、構成してきたといえる。

（喜多明人）

TOPICS ② “子どもの権利条例”づくり

大阪府、札幌市で始まった「子どもの権利条例」づくり

いま、制定途上のものも多い。北海道では、3自治体（札幌市、幕別町、芽室町）で条例づくりが開始されている。とくに札幌市は、政令指定都市では川崎市に次いで2番目の総合的な子どもの権利条例の制定がめざされており、来年中にも完成する見込みである。東京では、日野市、小金井市、目黒区、豊島区などで条例づくりが進行しており、いずれも総合条例タイプがめざされている（P5参照）。また、今年の7月には、大阪府でも「子どもの権利についての条例」の検討委員会が発足し、条例づくりが開始された（P3参照。なお詳しくは、「制定されつつある子ども（の権利に関する）条例一覧」P7-8参照））。

大阪で「子どもの権利条例」づくり始まる!

山本智子（大阪府立大学大学院・「大阪府子どもの権利についての条例検討会議」委員）

【なぜ、いま、大阪府で、「子どもの権利についての条例」の制定が目指されているのか？】

岸和田での子どもの虐待事件に代表されるように、児童虐待やいじめなど、子どもの権利侵害の増加や深刻化が生じている。また、非行や不登校・ひきこもりといった、子どもの健やかな成長を阻害する問題も増加している。大阪府では、以上のような子どもをめぐる現状の認識に基づき、それらへの対応として、「子どもの権利についての条例」の制定が目指されている。

とくに、「子どもの権利についての条例」を制定する目的として挙げられているのは、

①大阪府の、子どもに対する取り組みの視点の明確化

②大阪府のおとな社会全体が、子どもを権利の主体として認め、子どもの権利を保障し、最善の利益を尊重する責務があることについて認識する

③子どもが自らを権利の主体として認識し、自らを守るとともに、他者を思いやる心や、社会の一員として自ら考え責任をもって行動する意識を醸成することである。

これらには、「子どもの権利についての意識の醸成を図る役割」、「子ども施策の指針としての役割」、「子どもの権利の保障・権利救済の拠りどころとなる役割」が期待され、検討が進められている。

【子どもの「声」を聴こう！―「おおさか子ども会議」の開催へ―】

「子どもの権利についての条例」制定に向けては、子どもの意見を聴き、それを条例に反映することを目的に、「おおさか子ども会議」が開催される。この会議の詳細については、「大阪府生活文化部子ども青少年課」のWebページをご参照頂きたい。特記すべき事項は、以下の3点である。

①ファシリテーターが参加すること

②募集人数は20名であること（子どもの意見を実質的に尊重できる可能性を重視した為。）

③子どもの自宅から会議の会場までの交通費が主催者側によって負担されること

子どもたちは、「子どもの権利」や子ども政策について、どのように考え、どのような意見を述べるだろうか。限られた人数であるとはいえ、その意見が「子どもの権利についての条例」に活かされるよう尽力することは、自身の利害を決定する場に直接参加することができない子どもたちに対するおとなの責任である。

【「子どもの権利についての条例」をめぐる課題】

しかし、子どもの利害に直接影響を及ぼす決定に際して、子どもの意見を聴くことさえも、特別な配慮として認識されるのであれば、そのことこそが、子どもの権利が侵害されて

いることを象徴しているのではないだろうか。私は、子どもが子どもの問題について決定する場に直接参加し意見を述べることが、当たり前であって特別視されない社会の実現が、子どもの権利が実現されていることの必要条件であると考える。

また、おとなの視点から問題があると解釈する子どもだけを、人権が侵害されている対象とみなしていいだろうか。おとなが「問題である」とみなさないことが、必ずしも「子どもの権利が侵害されていない」ことではない。おとなが「視ない」、「視ていない」子どもの問題が、検討されないおそれがある。「子どもの権利」は、特別な支援が必要であると考えられる子どもだけでなく、すべての子どもに保障される価値である。こうした考えから、私は、「子どもの権利についての条例」が対象とする子どもを特化しない立場で臨んでいる。

「(仮称)札幌市子どもの権利条例」づくりの現在とこれから

中坂大輔(札幌市子どもの権利条例制定検討委員)

国の「次世代育成支援対策推進法」(平成15年制定、平成17年度を計画期間初年度とする)に1年先行する形で、2004(平成16)年に札幌市は次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策として「札幌市次世代育成支援対策推進計画―さっぽろ子ども未来プラン―」を策定した。このプランが掲げる基本目標の一つに、2006(平成18)年秋の制定を目指す「(仮称)札幌市子どもの権利条例」(以下、条例)がある。

【札幌市子どもの権利条例制定検討委員会(以下、検討委員会)について】

検討委員会は25名(内、公募市民7名、高校生委員3名)で構成されている。高校生、大学生、主婦、会社員、小学校・中学校・高校・大学の教員、弁護士、社会福祉法人関係者、各種教育団体関係者等と委員の顔は様々である。検討委員会の内部委員会として正副委員長・部会長会議及び5つの部会(幼児・小学生部会、中・高校生部会、親部会、子どもの指導者部会、地域部会)が組織されている。正副委員長・部会長会議は、委員長1名(内田信也)、副委員長2名(青山正、尾谷正孝)と各部会長の計8名で構成される。部会は5名の委員で構成され、各委員はいずれかの部会に所属している。検討委員会、正副委員長・部会長会議及び各部会会議は全て公開で、傍聴可能である。事務局は市の子ども未来局子どもの権利推進課に設置されている。本局は子どもに関する施策の一元的な実施体制の推進を図るために昨年4月に新設された。

【検討委員会の目的、所掌事務及び委員会運営を進める上での基本姿勢】

検討委員会の目的は、子どもの権利に関する条約の原則及び規定が生かされた条例について策定を検討することである。所掌事務としては、①子どもの権利に関する条約の調査研究、②先進自治体の条例の調査研究、③子どもの意見を含めた市民意見の掌握活動及び市民啓発活動、④条例案の起草、⑤その他検討委員会において必要とされた事項があり、③と④が中核の活動となる。そして、検討委員会運営を進める上での基本姿勢として、①策定までのプロセスを重視し、市民・子ども参加で条例を作ること、②総合条例を目指すこと、③札幌の子どもの実態や実感に根ざし、札幌に即した条例を目指すことが掲げられている。

【これまでの活動内容及び今後のスケジュール】

今年4月28日、市長(上田文雄)が検討委員会に条例素案の起草を諮問し、同日に第1回検討委員会が開催された。これまで、5月、6月、7月に一回ずつ、9月には二回委員会が開かれた。市の子どもの現状把握を行うという趣旨の下、7月、8月には部会ごとに懇談会が開かれ、合計14回の開催で子どもを含めた市民延べ554人の参加があった。また7月から9月にかけては出向き調査として、各部会で子どもたちが活動している場に直接出掛けて行き、聞き取り調査を行った。7月までの検討委員会の議題の中心は主にこの懇談会・出向き調査の事前準備、話し合いであった。9月第一回目の検討委員会では懇談会・出向き調査の結果を部会ごとに報告がなされ、それを踏まえて9月第二回目の検討委員会では討論を行う予定である。10月以降はその過程でまとめられた骨子を基に、12月に市長へ提出する中間答申の原案を検討することになっている。この間も10月にはフォーラムを開催して市民と意見交換を行い、また来年6月にはパブリックコメント(意見公募)を実施するなど、子ども・市民の意見が反映された市民手作りの「子どもの権利条例素案」を来年8月に最終答申として提出する予定である。詳細は、札幌市子ども未来局子ども育成部ホームページ内「(仮称)札幌市子どもの権利条例」(http://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/L01_1_4.html)。

【今後の課題】

願いや想いなどの教育の論理ではなく、行政の論理や現場の論理によって条例づくりを進めると事務局は明言した。検討委員会内についても、委員間の情報の非対称性や自分の意見をはっきりと持った委員とただ出席しているだけの委員の差が明らかになりつつある。今後、中間答申や最終答申に向けて活発な議論が予想される。実りある条例づくりにするためにも、まずは最低限全委員が情報を共有し合えるようになり、教育的視点を持って検討に臨みたい。(平成17年9月16日)

子どもの権利条例や憲章が可能にする子ども施策の検討

—東京市民フォーラム5周年記念集会開かれる—

2005年10月1日(土)の午後1時から、早稲田大学戸山キャンパス文学部453教室において、約200人余りの参加者のもとで、「子どもの権利条例東京市民フォーラム5周年記念集会」が開催された。

第一部「条例や憲章が可能にする子ども自治体施策」(第二部は市民活動交流)においては、フォーラム代表(喜多)の総括的問題提起(P1参照)をうけて、世田谷区子ども条例の制定に携わり、現在それに依拠した子ども計画づくりに取り組んでいる田中茂氏(世田谷区子ども部長)、町田市子ども憲章に依拠した子ども参加を推進している土屋豊氏(町田市企画部長)、川崎市子どもの権利条例の実施状況と検証について小宮山健治氏(川崎市総合企画局政策部長)から報告を受けた。

町田市(土屋)からは、次世代育成支援計画づくりの際に、子どもの意見を組み入れないはおかしい、との考えから、「子ども憲章」に依拠した子ども参加を進めてきた。「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」の基本理念の下で、「子ども計画作り」にあたった。例えば保育園、施設を作りそこに入れて終わり、ではない。本当にそこで豊かな育ちがあるのか、ひとり一人の子どもの内実にとってプラスになるのか、が重要なポイント。権利の主体として捉える視点が大切であり、「子ども憲章」のもとで、子どもを市民として位置付け、参加を当然の権利として計画づくりの中に組み込んできた子どもセンターとしては、「ばーん」につづき、2005年度には、「つるっこ」がオープンした、との報告を受けた。

世田谷区(田中)からは、世田谷区子ども条例の紹介があり、子どもが読めることを重視して作った条例であること、条例が出来たことによって各部を横断的に組織し、子ども行政を総合的に実行する「子ども部」が出来たことが強調された。子ども計画の策定の際には、「やってはいけない」から「○○しよう」という視点へにたち、従来型の福祉政策の枠組みであった「○○に欠ける」人へのサポートから「すべての人」への子ども施策に移行してきたことが挙げられる。たとえば、先日もニュース報道にもあったように、「産前産後のさんさんサポート」が10月1日よりスタートした。産後6ヶ月の子どもは、すべて保健士の訪問サービスを受けることになる。世田谷で産まれ、育ち、働き、また世田谷に戻って子育てをするという循環型の施策をめざしている、との報告を受けた。

川崎市(小宮山)からは、全国の政令指定都市ではじめて、2000年に子どもの権利総合条例を作ったこと、その準備に3年かけ1997年教育委員会が事務局となったこと、さまざまな施策、セクションに影響を及ぼす条例つくりは、行政にとっては大変困難を伴うが、辛抱強く、市民・子どもと協同で作業を行ってきたことが議会での承認につながったことが語られた。

また、どんなにいい条例でもすべてを盛り込むことは出来ない。補完する「ぶらさがり」条例が必要であり、川崎の場合も、例えばオンブズ条例、夢パーク条例で補完している。条例の実施に当たっては、2001年、「人権・男女共同参画室」に子どもの権利担当が部課長含め5名新たに設けられた。これは条例が生み出した新たな組織で、職員の大幅削減が行われる時期に、5名制(現在は課長がトップ)を現在も維持していることは実績によるものと考えている、と報告された。

日野市、豊島区、調布市、目黒区の動き

東京都内のその他の条例の動きとしては、地元市民を中心に、日野市では、おとな会議が79回まで終了。現在市長部局にかけられているが、議会提出にはまだ時間が必要との報告があった。豊島区は、2005年3月報告書を答申し、区民センターで権利フォーラムが開催された。130人あまりの市民が参加した。同年10月からパブリックコメント募集が始まり、その後再度事務局が案をまとめて議会へ提出する予定とのこと。調布市は、子ども条例を2004年7月から9ヶ月あまりで制定した。当初は「子育て条例」だったものを子ども支援の「原則条例」にまで持ち込んだ。しかし議会の中では一部の議員の中から、条例に盛り込んだ親の体罰禁止規定について「親が子どもを躾することを否定するものだ」と強い反発が出た。成果としては虐待関係の連絡会が条例上の法的根拠のあるものとして位置づき、虐待防止センターとなり課長職をおくことが出来たことであるとのことであった。目黒区からは、2005年3月に区民会議から区長に条例の基本的考え方についての答申書が提出された。今後とも子どもや市民の声を受け止めて作る参加型の条例を目指している。条例案は、子ども支援、子育ちに力点が置かれており、特徴は乳幼児の親子支援に重点をおいていること、また条例は、今年秋の区議会に提出される予定とのこと。

市民討論で出された主な発言を紹介しよう。「市民的公共性。市民が公共の質を高めようとする活動、例えばNPOなどが行政と連携する際にはルール一作りをしっかりとすることが必要」、「子どもの分野は高齢者などの分野に比べ予算が少ない。きちんと予算付けをすることが大切」、「行政の施策には持続性がなくてはいけない。持続性がない施策では町は豊かにならない。担当者が変わってもぶれない子どもの権利施策のために条例は効果を発する」、「子どもと子育てについて行政が出来ることは限定されている。ニーズとデマンドは違う。それをしっかりと認識すること」、「社会ニーズにぴったりあった支援をしていくことはなかなか難しいが、伝統的な福祉施策とは違う型を市民と一緒に作っていきたい」

この集会では、子どもの権利条例を、地域の再生条例、再構築条例として位置づけて、子どもを基点としたまちづくり、「権利としての子ども支援」の推進を図ることが大切であるとの認識を深め、共有できたことが成果といえよう。

(堀の内敏江・喜多明人)

制定された「子ども（の権利に関する）条例」一覧

作成　子どもの権利条約総合研究所

自治体名			制定年月	名　称	問　合　せ　先
総合条例		神奈川県川崎市	2000年12月	子どもの権利に関する条例	川崎市市民局人権・男女共同参画室子どもの権利担当 http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/index.htm E-mail:25zinken@city.kawasaki.jp 電話:044-200-2344　Fax:044-200-3914
総合条例		北海道奈井江町	2002年３月	子どもの権利に関する条例	奈井江町教育委員会生涯学習係 http://www.town.naie.hokkaido.jp/kenri/kenri.htm 電話:0125-65-5381　Fax:0125-65-5383
総合条例		富山県小杉町	2003年３月	子どもの権利に関する条例	学校教育課 http://www.town.kosugi.toyama.jp/plan/index.html#kodomo 電話:0766-56-1511　Fax:0766-56-7771
総合条例		岐阜県多治見市	2003年９月	子どもの権利に関する条例	文化と人権の課 http://www.city.tajimi.gifu.jp/section_news/bunka/kodomonokenri/default.htm　E-mail:jinken@city.tajimi.gifu.jp 電話:0572-22-1111　Fax:0572-24-0621
個別条例	意見表明・参加	東京都中野区	1997年３月	教育行政における区民参加に関する条例	中野区教育委員会庶務担当 http://kyouiku.city.tokyo-nakano.lg.jp/youran/youran17/kyouikukeiei/sannka.pdf E-mail: kyoikukeiei@city.tokyo-nakano.lg.jp
個別条例	意見表明・参加	埼玉県鶴ヶ島市	2000年３月	鶴ヶ島市教育審議会設置条例	教育委員会社会教育課教育政策担当 http://www.city.tsurugashima.lg.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/ae34201911.html　電話:049-271-1111（内線517）
個別条例	意見表明・参加	長野県平谷村	2002年12月	平谷村は合併するかしないかの可否を住民投票に付するための条例	平谷村役場 電話:0265-48-2211　Fax:0265-48-2212
個別条例	権利救済	兵庫県川西市	1998年12月	子どもの人権オンブズパーソン条例	市民生活部人権推進室子どもの人権オンブズパーソン事務局 http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/mado/citywork/kdm_onbs/index.htm　電話:072-740-1235　Fax:072-740-1233
個別条例	権利救済	岐阜県岐南町	2001年３月	子どもの人権オンブズパーソン条例	総務部生涯教育課 http://www.town.ginan.gifu.jp/index2.html 電話:058-247-1395
個別条例	権利救済	神奈川県川崎市	2001年６月	人権オンブズパーソン条例	川崎市市民オンブズマン事務局 http://www.city.kawasaki.jp/guide/sisei/se_4.htm 電話:044-813-3133　Fax:044-813-3101
個別条例	権利救済	埼玉県	2002年３月	子どもの権利擁護委員会条例	子どもの権利擁護委員会事務局 http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/smilnet/sub1.htm 電話:048-834-8755　Fax:048-822-4559
個別条例	学校災害	埼玉県さいたま市	2001年５月	学校災害救済給付金条例	教育委員会学校教育部健康教育課 電話:048-829-1678 Fax:048-829-1990
個別条例	虐待防止	東京都武蔵野市	2003年12月	児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例	子ども家庭課（武蔵野市子育てＳＯＳ支援センター） http://www.city.musashino.tokyo.jp/section/07010kodomo/guide/sos-center/guide.html E-mail: sec-kodomo@city.musashino.tokyo.jp　電話:0422-55-9002
個別条例	虐待防止	三重県	2004年３月	子どもを虐待から守る条例	健康福祉部子ども家庭室 http://www.pref.mie.jp/KODOMOK/kurashi/gyakutai/index.htm E-mail:kodomok@pref.mie.jp 電話:048-556-1111（内線262）
個別条例	虐待防止	埼玉県行田市	2004年12月	児童、高齢者及び障害者に対する虐待防止条例	福祉部子育て支援課子育て支援担当 http://www.city.gyoda.saitama.jp/fukushi/gyakutai.htm 電話:048-556-1111（内線262）

自治体名			制定年月	名　称	問　合　せ　先
施策の原則条例	総合的な内容	大阪府箕面市	1999年9月	子ども条例	教育委員会子ども部子ども政策課 http://www2.city.minoh.osaka.jp/CHILDPOLICY/KODOMOJYOUREI/kodomozyourei.htm E-mail: childpolicy@maple.city.minoh.lg.jp 電話:072-724-6931　Fax:072-721-9907
		東京都世田谷区	2001年12月	子ども条例	子ども部子ども家庭支援課 http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/kodanjyo/kodomo_jyorei/kodomo_jyorei_zenbun.htm
		岡山県新庄村	2002年3月	子ども条例	新庄村 電話:0867-56-2626（代表）　Fax:0867-56-2629
		高知県	2004年7月	子ども条例	教育委員会事務局子ども課 http://www.pref.kochi.jp/~kodomo/jhourei.html E-mail: 311501@ken.pref.kochi.lg.jp 電話:088-821-4896 Fax:088-821-4725
	子育て支援・次世代育成支援	大阪府池田市	2005年3月	子ども条例	池田市役所 http://apollon3.zeus.ne.jp/ikeda3/reiki_int/reiki_honbun/ak20606841.html　電話:072-725-1111（代表）
		東京都調布市	2002年6月	子ども条例	子ども生活部子育て推進課 http://www.city.chofu.tokyo.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC02027&Cc=7d51a315855&DM=&TSW= E-mail:kosodate@w2.city.chofu.tokyo.jp 電話:0424-81-7105　Fax:0424-99-6101
		佐賀県神埼町	2002年6月	子ども条例	福祉課児童福祉係 電話:0952-52-1111（代表）
		北海道	2004年10月	子ども未来づくりのための少子化対策推進条例	健康福祉部子ども未来づくり推進室 http://www.pref.hokkaido.jp/hfukusi/hf-jktei/homepage/top.htm E-mai: hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.jp 電話:011-231-4111（内線25-761）　Fax:011-232-4240
	子ども（健全）育成	石川県金沢市	2001年12月	子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例	教育委員会学校教育部教育総務課 http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/kyouiku/kodomo/keikaku/index.html 電話:076-220-2431　Fax:076-260-7195
		島根県出雲市	2002年3月	21世紀出雲市青少年ネットワーク条例	文化企画部市民学習課青少年育成係 http://www2.city.izumo.shimane.jp/admin/reiki/reiki_honbun/am10406401.html E-mail: gakushu@city.izumo.shimane.jp 電話:0853-23-3751
		愛媛県松山市	2004年4月	子ども育成条例	教育委員会事務局地域学習振興課 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kychiiki/ikuseijyourei/index.html E-mail: kychiiki@city.matsuyama.ehime.jp 電話:089-948-6813　Fax:089-934-1745
	教育環境	東京都中央区	1999年1月	教育環境に関する基本条例	電話: 03-3543-0211（代表）
	幼保一元化	東京都千代田区	2001年12月	千代田区こども園条例	千代田区健康福祉部子育て推進課保育係 http://hokenfukusi.city.chiyoda.tokyo.jp/003/d00500001.html 電話:03-5211-4229
	障害児童福祉	千葉県八千代市	1968年3月	八千代市心身障害児童福祉手当支給条例	八千代市保健福祉部障害者支援課 電話:047483-1151（代表）

＊「子ども（の権利）条例」に関する情報については下記までお願いします。

荒牧重人　E-mail　aramaki@ygu.ac.jp

子どもの権利条約総合研究所　E-mail　npo_crc@infoseek.jp

これから制定される「子ども(の権利に関する)条例」一覧

作成　子どもの権利条約総合研究所

	自治体名	概　　要	問合せ先
市町村レベル	北海道幕別町	教育委員会事務局で「子どもの権利に関する条例」検討中。	教育委員会 電話:0155-54-2006　Fax:0155-54-4714
	北海道芽室町	(仮称)子どもの権利に関する条例検討委員会で審議中	住民生活課 電話:0155-62-2611(代表)　Fax:0155-62-4599
	東京都目黒区	子どもの条例を考える区民会議の「子ども条例(仮称)」に関する答申(2005年3月)をうけ、3回目のパブリックコメントも行い、条例案作成中。2005年11月議会予定。	子育て支援部子ども政策課 http://www.city.meguro.tokyo.jp/kosodate/kodomo/index.htm 電話:03-5722-9596
	東京都日野市	プロジェクトチーム「おとな会議」で「子どもの権利に関する条例」案作成(2005年3月)、この案をさらに検討中。	所管未定 電話:042-585-1111(代表)
	東京都小金井市	子どもの権利条例策定委員会の「子どもの権利条例(仮称)草案」(2005年6月)を受けて、市民が検討したものをさらに委員会で審議中。	福祉保健部児童青少年課 電話:042-387-9847
	東京都豊島区	子どもの権利条例(仮称)検討委員会の「子どもの権利に関する条例委員会報告書」(2005年3月)を受けて、条例案をパブリックコメント中(10月)。	子ども家庭部子ども課 http://www.city.toshima.tokyo.jp/zidoukan/kenrijourei/kenri-top1.html E-mail:kodomoka@city.toshima.tokyo.jp 電話:03-3981-2187　Fax:03-5391-1400
	富山県魚津市	「子どもの権利条例」制定にむけた市民・子どもの意識調査等を経て(2004年)、「子どもの権利条例」骨子案発表(2005年9月)、意見募集。	教育委員会教育総務課 http://202.213.120.10/project/6010/762/762_1.html E-mail:education@city.uozu.lg.jp 電話:0765-23-1043　Fax:-765-23-1052
	石川県白山市	松任市時代に作成された「子どもの権利条例」案を合併後に再検討中。2005年度中に制定予定。	教育委員会生涯学習課 E-mail:syogai@city.hakusan.ishikawa.jp 電話:076-274-9572　Fax:076-274-9004
	福岡県志免町	子どもの権利条例制定委員会で条例制定にむけて審議中。	子育て課 E-mail: kosodate@town.shime.lg.jp 電話:092-935-1001(代表)　Fax:092-935-2697
	長崎県佐世保市	子ども育成条例(仮称)検討委員会の報告書(2005年3月)をうけて、「子ども条例(案)」について意見募集中(2005年9月)。	教育等提言政策調整室 E-mail: siminkaigi@city.sasebo.lg.jp 電話:0956-24-1111
	神奈川県相模原市	「子どもの権利に関する条例」制定について庁内検討中。	保健福祉部子ども育成課 電話:042-769-8232
都道府県・政令市レベル	札幌市	2004年から「子どもの権利条例検討委員会」で条例制定にむけて審議中。2006年度中に制定予定。	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 Web: http://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/L01_1_4.html 電話:011-211-2942 Fax:011-211-2943
	大阪府	2005年7月に「子どもの権利についての条例検討委員会」を立ち上げ、審議中。救済の小委員会なども発足。「おおさか子ども会議」(公募)も年内3回開催予定。	生活文化部子ども青少年課 http://www.pref.osaka.jp/koseishonen/kodomonokenri/index.html E-mail: seishonen-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp 電話:06-6941-0351(内線4838,4843)　Fax:06-6944-6649
	滋賀県	「しがの子どもの権利を考える懇話会」の「子どもの権利を保障する条例」制定に関する答申(2005年6月)を受けて、「子ども条例」の制定を庁内検討中。2005年度中に制定予定。	健康福祉部子ども家庭課 Web: http://www.pref.shiga.jp/e/kodomokatei/ 電話:077-528-3551　Fax:077-528-4854
	千葉県	次世代計画などを受けて、子どもの権利の保障のための人権条例の制定、子どもの参画の方法について、「子どもの権利・参画のための研究会」発足(2005年度3回開催予定)。	健康福祉部児童家庭課 http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c_jika/index.html 電話:043-223-2323　Fax:043-224-4085
	神奈川県	次世代計画「かながわぐるみ　子ども家庭応援プラン」(2005年3月)を受け、次世代育成支援促進のための条例について審議会で検討中。	福祉部子ども家庭課 Web: http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/fukusi/1395/index.htm E-mail:kodomo@pref.kanagawa.jp 電話:045-210-4666　Fax:045-210-8857
	長野県	社会福祉審議会「長野県における今後の社会福祉施策について」(2004年10月)のなかで、「子どもの権利条例」の制定を提言。その後、子どもの権利支援の一環として、子どもの権利条例および子どもオンブズパーソン制度を検討中。ただし、次世代計画のなかには言及なし。	教育委員会子ども支援課 http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/kodomos/kenri/center.htm E-mail:kodomo-shien@pref.nagano.jp 電話:026-235-7450　Fax:026-235-7490

次世代計画等で条例制定に言及している自治体一覧

（順不同）

作成　子どもの権利条約総合研究所

・**北海道早来町**：次世代計画「はやきたスマイルプロジェクト」（2004年3月）のなかで「子どもの権利に関する条例制定の推進」を盛り込む。2006年制定予定。【生活環境課】

・**石川県羽咋市**：「次世代育成支援行動計画」（2004年3月）のなかで、子どもの人権を守り、子どもの立場に立って子どもの利益が尊重されるような「子ども条例」の制定を盛り込む。【学校教育課　生涯学習課　健康福祉課】

・**大阪府高槻市**：人権施策を総合的に推進するための「行動計画」（2004年3月）に基づいて「（仮称）子どもの権利に関する条例」について調査・研究。2005年度施政方針大綱にて確認。【市民協働部人権室】

・**千葉県我孫子市**：子ども総合計画「かがやけ！あびこの子どもたち」（2004年4月）のなかで、「子どもの権利に関する条例について研究し、条例化を図る」ことを盛り込む。あわせて、子どもオンブズパーソン制度も研究。【保健福祉部子ども課】

・**千葉県八千代市**：次世代計画「子どもの元気がみえるまち」（2005年3月）のなかで、「子どもの権利に関する条例の検討」を盛り込み、子どもの総合窓口組織の設置の方向のもと、制定にむけて検討をすすめる予定。【保健健康部児童支援課＝組織変更の予定】

・**千葉県船橋市**：次世代計画「ふなばし・あいプラン」（2005年3月）のなかで、「子どもの権利に関する条例の研究」および「子どもオンブズパーソン制度の研究」を盛り込む。【子育て支援部児童家庭課】

・**愛知県豊田市**：次世代計画「子どもスマイルプラン」（2005年2月）のなかで、子どもの権利保障のための「（仮称）子ども条例」の制定を盛り込む。2006年制定予定。【子ども部次世代育成課】

・**東京都立川市**：次世代計画「夢育て・たちかわ子ども21プラン」(2005年3月)のなかで「子どもの権利に関する条例」制定を盛り込む。【子ども家庭部子育て推進課】

・**東京都国分寺市**：次世代「児童育成計画」（2005年3月）のなかで、「子どもの権利条例」の策定を盛り込む。【庶務課・子育て支援課・男女平等等人権課・指導室】

・**埼玉県富士見市**：次世代計画「子育ち 子育て 輝く 未来へ」（2005年3月）のなかで「子どもの権利に関する条例」の制定の検討を盛り込む。【健康福祉部子育て支援課】

・**愛知県大府市**：「次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月）のなかで、子どもの人権の尊重と市民総参加で子育てや子育ちを支えるための根拠となる条例制定の検討を盛り込む。【健康福祉部児童課】

・**大阪府泉南市**：次世代計画「泉南っ子・わくわく・夢プラン」（2005年3月）のなかで、基本目標３「豊かな子ども時代をすごすための社会づくり」で、「子どもの権利に関する条例」について研究し制定することを盛り込む。【人権推進課、人権教育課、児童福祉課、指導課】

・**長崎市**：次世代計画「次代のながさきっ子育成プラン」（2005年3月）のなかで、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、市民・地域・行政の役割を明確にする条例制定の検討を盛り込む。2009年度制定予定。【福祉部こども課】

・**岐阜市**：次世代計画「輝き 子ども未来図 ぎふ」（2005年2月）のなかで、「『子どもの権利』検討プロジェクトチーム」において子どもの権利を総合的に保障するための方策を検討することを盛り込む（このなかに条例づくりを含む）。【市民福祉部子ども家庭室】

＊**愛知県音羽町**：「次世代育成支援対策地域行動計画」（2005年3月）【総務課】

子どもがまちをつくる

～ミニ・ミュンヘンの取り組み～

脇門裕子（ミニ・ミュンヘン研究会）

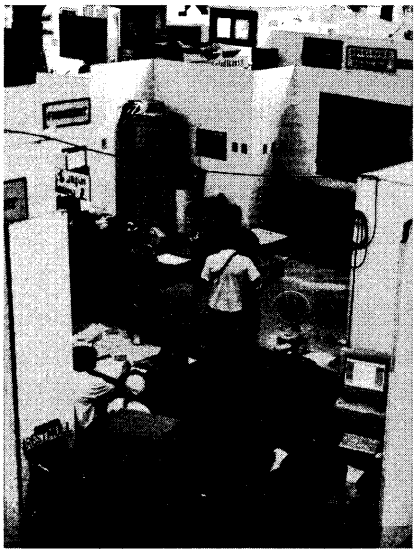

ブースの様子（市役所）

子どもはよくごっこ遊びをする。もしケーキ屋さんごっこのケーキ屋さんに本物のケーキがあって、店員のユニフォームがあったらどうだろう。とても楽しいに違いない。ケーキ屋さんだけでなく、お隣に花屋があったり、郵便屋さんがいたり、警察官がいたりしたら、最高だ。そんな夢のような世界がドイツのミュンヘンにある。

「ミニ・ミュンヘン」は、ごっこ遊びを最大限に生かした、7歳から15歳までの子どもが運営する小さな都市で、2年に1度の夏休みの3週間、ドイツ・ミュンヘン市内の自転車競技場が会場となる。ここでは、子どもたちはまず職安で職を手に入れ、仕事をしてお金（地域通貨）を稼ぎ、飲食やゲーム、買物にお金を使う。仕事の種類は大工、コック、カメラマン、新聞記者、タクシー運転手、デパートの店員など様々で、まちでは市議会や裁判、公共サービスなども機能している。まちの課題は市議会で議論し、解決策を考えて実践する。まるで本物の都市のようだ。

仕事をしているときの子どもたちの表情は真剣で凛々しい。木工作業に没頭する子や市役所の窓口でクールに次々と事務手続きをこなす子、市議会のメンバーなどは自分たちの「施策」について得意気に話す。もちろん、このような子どもたちばかりではなく、いすに座ってぼんやりしている子もいれば、じゃれあっている子もいる。いずれにしても、この小さな擬似都市での生活は、子どもにとって極めて現実味のある等身大の社会の体験で、彼らは遊びながら社会の仕組みを学んでいく。

この擬似都市には3週間で延べ3万5千人（2004年）の子どもたちが参加し、夏休みの一大イベントとして、すでに20年以上の歴史がある。主催者は地元ＮＰＯで、「Kultur & Spielraum e.V.（文化と遊び空間）」という、子どもの遊び場づくりを長年に渡って実践してきた団体だ。また、費用の4割をミュンヘン市が継続的に支援している。ミニ・ミュンヘンには、ＮＰＯ職員を中心に学生等臨時アルバイトを含め総勢60名の大人スタッフが常駐し、小さな都市を支えている。大人スタッフの「黒子」っぷりは見事で、学校の先生のように逐一指示したりはしない。子どもたちが課題にぶちあたった時、大人スタッフはヒントを出すが、解決するのは子ども本人だ。ひとつひとつ考えて、自分なりに解決していく中で、子どもたちに社会で生きていくための自信を養っていく。

仕事をする（大工）

さて、日本においてもミニ・ミュンヘンのような「子どものまち」の試みが各地で見られるようになった。その中でも先輩格なのが、千葉県佐倉市で行われる「ミニさくら」だ。ミニ・ミュンヘンを実際に体験した中村桃子さん（ＮＰＯ子どものまち主宰）が中心となって4日間の単発のイベントとしてスタートし、今年の春には3回目を迎えた。今年は「子ども会議」や「職人講座」など1年間の準備プログラムを経て、本番も7日間と充実したものに成長した。今後、ミニさくらの継続実施と地域社会への子どもの参画を目指して、商店街等地域とのつながりを強化していくという。ミニさくらのムーブメントを受け、千葉県内では他のＮＰＯや大学などによる子どものまちの取組みが広がっている。

一方、行政の側が積極的に取り組む事例はまだ少ないが、仙台や四日市などいくつか見られる。例えば「こども四日市」の場合は、地元商店街、子どもの専門集団、行政による実行委員会が主催している。こども四日市に限らず、子どものまちの取り組みが大掛かりなだけに行政の役割は重要で、費用、会場や備品の提供、学校への広報、外部協力者への仲介等行政の支援があったら、主催者のＮＰＯなどはどんなに心強いことだろう。全国的に重点施策となっている子育て支援に加え、「子育ち支援」施策を導入する自治体が増えればよいのだが。（ミニ・ミュンヘン研究会ＨＰ　http://mi-mue.com）

“プロのプレイワーカー”のニーズ高まる

― ベルリンで「第16回ＩＰＡ世界大会」開かれる ―

折原春薫（早稲田大学大学院）

第16回目のＩＰＡ（子どもの遊ぶ権利のための国際協会）の世界大会は、2005年7月18日から22日の5日間にわたって、ドイツのベルリンで開催された。

ＩＰＡは、1940年代からデンマークやイギリスで冒険遊び場づくりを推進していた人たちが、「遊ぶ権利」を実現していくために、経験と研究の情報を交換しあえる国際組織として1961年に創った団体である。世界大会は３年に１度、各国で順に行われている。

さて、今回のテーマは、”PLAY: LEARNING FOR LIFE（遊び：生きるための学び）”であった。発表者には、プレイワーカー、ソーシャルワーカー、学校の教師、自治体の職員、そして子どもの遊び、福祉、医療等、子どもに関わるさまざまな分野の研究者などがいた。発表者の圧倒的多くは、先進国からであった。予定されていた数少ない発展途上国の中で、なぜか当日欠席となった例が少なくなかったのは残念であった。

会長のJan van Gils氏は、今回のテーマについて「遊びはしばしば、子どもを静かにさせるため、また教育のための道具として考えられてしまうことがある。しかし気づかないかもしれないが、子どもは遊びを通して生きるための学びをしている。遊ぶということは、すべての能力や五感やエネルギーを使って、世界を開拓することである。それが、子どもが自身の場所を見つける方法である」というような発言をした。

しかし多くの発表の中で、冒険遊び場やプレーリーダーについての発表はごくわずかで、遊びそのものよりも学校や保育園、そして保育所での遊びをテーマとするものが中心であったような気がする。それはそれで大切だと思うが、「学びのための遊び」という印象を受けた。そのような流れの中での、昨今の日本の遊び場運動の盛り上がりは心強かった。

私が参加した中で印象的だったのは、「プロのプレイワーカーとは」というワークショップである。参加者の過半数が自分はプロであると答えた。プロには何か基準が必要だという意見もあれば、情熱があればいいという者もいた。そして英語圏ではプロのプレイワーカーについての本はまだないが、そのニーズは高まってきているのでは、という話があった。

今回ドイツで人々と話して、世界の国々が抱えている問題に共通するものがあると感じた。それは例えば、遊びのための予算はもちろんのこと、教育にかける予算が減らされているということである。ドイツでの冒険遊び場づくり運動は60年代後半から始まり、以降大きく発展してきた。しかしベルリン市では財政難のために、冒険遊び場のための公的な資金援助が年々減らされ、運営費が十分に確保できず苦しい状態となっている。そして閉鎖を余儀なくされた遊び場もあるという。この傾向はドイツ各地に共通するようである。

体を使ったワークショップもあったが、基本的に昼間は真面目な発表者と参加者が、夜は肩書きも国境も関係なく、酒を片手に語り合い、音楽を聞き、そして共に踊った。実践の場は皆それぞれ違うが、自分の仕事に誇りを持ち、子どもにかける想いは共通していた。そんな熱い夜を過ごせたのも、今大会の大切な思い出での1つである。

3年後の世界大会は香港で行われる。今年の大会で出会った、子どもに関わる多くの人々と再会するのが楽しみであり、またその際、日本から更にたくさんのいい報告を持っていけるといいなと思う。

準備すすむ「子どもの権利条約フォーラム2005 inしが」

―12月３・４日、近江八幡市との共催で、滋賀県立男女共同参画センター（近江八幡市）で―

滋賀県では2年間の準備期間を経て、いよいよ「子ども条例」の具体的な検討段階に入りました。より内容のある条例にしたい！　そんな思いを県民の側から広げていこう、と13回目のフォーラムは滋賀県での開催となりました。

18の市民活動団体が集まって実行委員会を作り4月から準備を進めているところです。すでに、開催地の近江八幡市と近江八幡市教育委員会が共催してくれることも決まりました。9月には「子ども実行委員会」も立ち上がり、現在は全体会や分科会の企画を詰めている最中です。1日目の全体会は子どもたちが中心になって、企画運営をしたいと意欲を燃やしています。自分たちの権利に気づき、権利について考え合えるような内容にしていきたいと思っています。

全国の皆さんのご参加をお待ちしています。

「ここが変だよ子どもの権利」

―じんけんフェスタしが2005―

9月10日滋賀県立水口文化芸術会館において標記のイベント（主催：滋賀県）が開かれた。今回の「じんけんフェスタ」では、フォーラムの宣伝を兼ねてミニフォーラムとして参画しました。当日は荒牧重人さんをコメンテーターに迎え、川西市と滋賀の子どもたち10名がパネラーとなってみのもんた(?)青年の司会で進めました。Q:おとなにしてもらってうれしかったことは? Q：理想のおとな―こんなおとなに居てもらえたら? などなど、あらかじめ用意した質問に、パネラーと会場の参加者が答え、おとなの思う子どもの意見と実際の子どもたちの思いのギャップについて考えあいました。

たまたまこの会場に来たという方も、子どもたちの本音のトークに思わず引き込まれ、楽しく参加できたとの感想をもらいました。「権利が守られる社会というのは、一人一人が大切な存在として自覚できるかどうか、自分たちが自分らしく生きられる社会であるかどうかということ」と言う荒牧さんのコメントを重く受け止めました。

セミナー報告

子どもの権利条約入門セミナー2005

前期報告……長谷部 真琴・唐木 優衣

今回のセミナーは基本編を3回に分け、「子どもってなに？」「子どもの権利ってなに？」「子どもの権利条約ってなに？」と題し、初心者にもわかりやすく段階的に学べるように、アクティビティ中心のワークショップ形式で行われた。

▣第1回　2005年6月30日（木）

第1回では、「子どもってなに？」をテーマに、「子どもってどういう存在なんだろう？」と考えることから始めた。簡単な自己紹介の後、3~4人のグループに分かれ、一枚の写真に写っている子どもの年齢・性別・状況や場所を想像し、この子が欲しいもの、してほしいこと、したいこと、してほしくないことを考えるアクティビティを行った。グループごとに様々な意見が出され、それらの意見を、「生存・発達」「保護」「参加」の権利に振り分け、それぞれの権利を植物の成長に例えて説明がなされた。講師から「結局、この子の求めていることはこの子自身に聞かなければわからない。おとなは、子どものためにいいことをしようと思ってあれこれ想像するだけでなく、その子の考えていることを聴くことが大切」という説明が加えられた。その後ビンゴゲームを通して、日本および世界における子どもを取り巻く現状を学んだ。ビンゴの後に講師から詳しい解説もなされた。

▣第2回　2005年7月14日（木）

第2回の「子どもの権利ってなに？」では、まず子どもにとって欲しいものと必要なものにはどのようなものがあるか、そして欲しいものと必要なもの違いは何かを考えるアクティビティを通して「権利」について学んだ。参加者から、必要なものは「無くてはならない、お金で買えない、」「すべての人に与えられるべきもの」であるという意見が出され、講師から「必要なもの」は「生きていくために不可欠なもの」、つまり、「権利」であり、そして、「権利」とはけして難しいものではなく、自身の生活に密接に関わっているのだという説明がなされた。また、実際に子どもの権利条約を、どのような場面や状況で生かすことができるのかを、シミュレーションを通して考えた。シミュレーションでは子どもの権利条約の条文を基に、劣悪な状況下に置かれた子どもをいい方向に持っていくストーリーを考えた。講師からは、「途上国だけでなく、皆さんの周りでも子どもの権利が侵害されている状況は起こりえる。そんな状況に出会ったら条約を思い浮かべながら行動してほしい。子どもの権利条約は実際に使えるもの。いろいろな場面に生かしてほしい。」という説明が加えられた。

▣第3回　2005年7月28日（木）

第3回の「子どもの権利条約って何？」が行われた。講師は喜多明人氏（ＮＣＲＣ代表）。「条約そのものを深める」「歴史・背景」「子どもの権利条約が果たしている役割」をテーマに、講義・質疑応答形式で進められた。

「条約そのものを深める」では、喜多氏自身の条約に関わっていくきっかけ・問題意識に引きつけて、条約が出始めたころの子どもたちの様子、おとな側の様子についてわかりやすく説明がなされた。「歴史・背景」では、ポーランドが提案した理由からユニセフがいかに関わるようになったか等を、当時議長だったウォパトカ氏の講演の内容である、提案の6つの理由を題材に説明がなされた。最後に、条約批准10年での現在の状況について、子どもの状況がますます深刻化している、国レベルではあまり進んでいないものの、自治体やＮＧＯが頑張っていると述べ、様々な自治体・ＮＧＯ等の取り組みについての紹介がなされた。その後、参加者との様々な質疑応答があり、なぜ国レベルでの取り組みが進まないのか、君が代・日の丸問題、政策策定への子ども参加について、日本の子どもに権利を伝えるにはどうしたらいいか等、参加者それぞれの問題関心が寄せられた。活発に意見・質問が出され、三回目の講座は終了した。

超入門セミナー2005《後期》

「子どもと向き合う」のご案内

2005年度の子どもの権利条約ネットワークは、「子どもの権利条約」に関する入門的なセミナーを行っています。2005年度後期のセミナーのタイトルは「子どもと向き合う」。地域、学校、福祉、少年犯罪、国際それぞれの分野で子どもと向き合っている方々をゲストに迎え、子どもの様子や感じていること、社会へのメッセージなどを話していただきます。そして「子どもの権利保障」をすすめていくために必要な視点や親・社会・地域のあり方、社会システムのあり方などについて、参加者の皆様とともに考え深めていきます。

「子どもの権利条約」に関心のある方ならば参加歓迎です。ご参加、お待ちしています。

日　程：2005年11月～12月の金曜日の午後6時30分～9時

会　場：みなとNPOハウス会議室(地下鉄「六本木」駅徒歩1分)

参加費：一般　おとな1,000円
　　子ども（18歳未満）500円
　　会員　おとな　800円
　　学生・子ども無料　　※受付で入会できます。

≪プログラム≫

「子ども参加のまちづくり」
・ゲスト：中村桃子さん（NPO子どものまち代表、子どもがつくるまちミニさくら主宰）
・日　時：11月18日（金）

**「子どもにやさしいまちづくりと子ども
—子どもと向き合う自治体施策」**
・ゲスト：荒牧重人さん（山梨学院大学法科大学院教授）
・日　時：11月25日（金）

「少年犯罪と向き合う」
・ゲスト：寺尾絢彦さん（元・家庭裁判所調査官）
・日　時：12月 2日（金）

「学校の子どもの昔と今」
・ゲスト：宮下聡さん（東京都町田市公立中学校教員）
・日　時：12月16日（金）

※上記以外に、下記の講座も準備しています(日程は事務局までお問い合わせください)
「乳幼児と子育て・遊び」(ゲスト予定：保育士)

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権
みんなの人権

監修　荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）
小学校高学年～中学生向／全6巻
各48ページ／A4変型判／オールカラー
揃定価17,640円（揃本体16,800円）
各巻定価2,940円（本体2,800円）

1巻 "自分をたいせつに" からはじめよう　佐々木光明 編著
2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る　坪井節子編 著
3巻 意見をいって自分もまわりも変わる　喜多明人 編著
4巻 いろいろな人の人権を考える　石井小夜子 編著
5巻 立ちあがる世界の子どもたち　甲斐田万智子 編著
6巻 情報を得ること伝えること　野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社
〒160-8565
東京都新宿区大京町22-1
フリーダイヤルFAX
0120-536188
電話　03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.81
2005年10月15日発行

★発　行（季刊・年4回）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒106-0032　東京都港区六本木4-7-14
みなとNPOハウス 4F
TEL&FAX　03-3746-0744
(事務所受付時間／火・金12:00～17:00)
ホームページ
http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/
Eメール　ncrc@abeam.ocn.ne.jp
★発行人　喜 多 明 人
★編集人　内 田 塔 子
★年会費　5000円　学生 3000円
18歳未満　1000円
定期購読　4000円
＊郵便振替　00180-2-750150
★印　刷　㈱第一プリント